

様式第1号（第7条）

特定公共的施設新築等工事届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名 〕

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例第18条第1項の規定により、特定公共的施設の新築等の工事の内容について、次のとおり届け出ます。

特定公共的施設の所在地						
特定公共的施設の名称						
特定公共的施設の用途（主なもの）					床面積の合計	m ² (戸)
工 事 種 別		新築 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更				
届出対象建築物の棟別概要	建築物の棟の名称	工事種別	階数	新築等の部分の床面積	既存の部分の床面積	合計
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
合 計（棟）		—	—	m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
工事着手予定年月日		年 月 日			工事完了予定年月日 年 月 日	
連絡先 (設計者等)	住 所				会 社 名	
	担当者名				電話番号	

- (備考) 1 工事種別欄には、該当するものに○を付けること。
 2 床面積欄には、公衆便所にあつては便房数を、共同住宅等にあつては戸数を記入すること。
 3 別紙(整備基準への適合状況表)は、棟ごとに記入すること。
 4 以下の欄は、記入しないでください。

受 付 欄	
-------------	--

(別紙)

特定公共的施設の整備基準への適合状況表

建築物の棟の名称	棟	階 数	地上	階, 地下	階
特定公共的施設の用途(主なもの)					

1 出入口		有	無			備 考	※
(1) 直接地上へ通ずる1以上の出入口	ア 幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
	イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	適	否		
	ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消	有	無	適	否		
(2) 駐車場へ通ずる1以上の出入口	ア 幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
	イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	適	否		
	ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消	有	無	適	否		
(3) 各室の1以上の出入口	ア 幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
	イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	適	否		
	ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消	有	無	適	否		

2 廊下等		有	無			備 考	※
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	適	否		
(2) 段を設ける場合の措置		有	無				
	ア 手すりの設置	有	無	適	否		
	イ 回り段を設けない	有	無	適	否		
	ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無	適	否		

	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無	適	否			
	オ 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否			
(3) 直接地上へ通ずる出入口から各室の出入口までの1以上の経路	ア 幅は、内のりを120cm以上	有	無	適	否			
	イ 末端及び50m以内ごとに車いすで転回可能な部分の確保	有	無	適	否			
	ウ 高低差がある場合の措置	車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無	適	否		
		傾斜路及び踊り場の設置	有	無	適	否		
	傾斜路及び踊り場設置の場合の構造	(ア) 幅は、内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否		
		(イ) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	有	無	適	否		
		(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
		(エ) 手すりの設置	有	無	適	否		
		(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
		(カ) 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
(キ) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否				
エ 出入口等に接する部分の水平の確保	有	無	適	否				

駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口までの1以上の経路	ア 幅は、内のりを120cm以上	有	無	適	否			
	イ 末端及び50m以内ごとに車いすで転回可能な部分の確保	有	無	適	否			
	ウ 高低差がある場合の措置	車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無	適	否		
		傾斜路及び踊り場の設置	有	無	適	否		
	傾斜路及び踊り場設置の場合の構造	(ア) 幅は、内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否		
		(イ) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	有	無	適	否		
		(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
		(エ) 手すりの設置	有	無	適	否		
		(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
		(カ) 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
(キ) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設		有	無	適	否			
エ 出入口等に接する部分の水平の確保	有	無	適	否				
(4) 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等	誘導用床材の敷設及び音声誘導装置等の設置	有	無	適	否			
	その他の措置 ()							

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場	ア 幅は、内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否		
	イ こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	有	無	適	否		
	ウ 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
	エ 手すりの設置	有	無	適	否		
	オ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
	カ 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
	キ 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		

3 階段	有	無	/		備考	※
(1) 手すりの設置	有	無	適	否		
(2) 主たる階段には、回り段を設けない	有	無	適	否		
(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
(4) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無	適	否		
(5) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		

4 昇降機	有	無	/		備考	※
(1) 昇降機の設置(平屋以外の建築物で2,000㎡以上のもの)	有	無	/			
(2) 昇降機設置の場合の構造	ア かごの床面積は、1.83㎡以上	有	無	適	否	
	イ かごの奥行きは、内のりを135cm以上	有	無	適	否	
	ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないもの	有	無	適	否	
	エ かごの停止予定階及び現在位置の表示装置の設置	有	無	適	否	
	オ かごの到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	有	無	適	否	

	カ かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
	キ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	有	無	適	否		
	ク 視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置の設置	有	無	適	否		
	ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のりを150cm以上	有	無	適	否		
	コ 乗降ロビーに昇降方向を音声で知らせる装置の設置	有	無	適	否		

5 便所			有	無			備考	※
便所の設置数	男子用 場所	女子用 場所	共用 場所					
(1)	ア 車いす使用者用便所の設置		有	無	適	否		
	イ 便房及び便所の出入口の幅は、内のりで80cm以上		有	無	適	否		
	ウ 便房及び便所の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		有	無	適	否		
	エ 非常ベルの設置		有	無	適	否		
	オ オストメイト対応設備等の設置及びその旨の見やすい方法による表示		有	無	適	否		
(2)	床置き等の小便器の設置		有	無	適	否		

6 駐車場		有	無			備考	※	
(1) 車いす使用者用駐車施設の設定		有	無	適	否			
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 建築物の出入口から近い位置に設置	有	無	適	否			
	イ 幅は、350cm以上	有	無	適	否			
	ウ 車いす使用者用である旨の表示の設置	有	無	適	否			
(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否			
	イ 段を設ける場合の措置	有	無	適	否			
		(ア) 手すりの設置	有	無	適	否		
		(イ) 回り段を設けない	有	無	適	否		
		(ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
		(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無	適	否		
	ウ 幅員は、120cm以上	有	無	適	否			
	エ 高低差がある場合の措置	車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無	適	否		
		傾斜路及び踊り場の設置	有	無				
		傾斜路及び踊り場設置の場合の構造	(ア)幅は、内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否	
(イ) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下			有	無	適	否		
(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置			有	無	適	否		
(エ) 手すりの設置			有	無	適	否		

	(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
	(カ) 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
	(キ) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		

7 敷地内の通路		有	無	適 否		備考	※		
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無						
(2) 段を設ける場合の措置		有	無	適 否		備考	※		
ア	手すりの設置	有	無						
イ	回り段を設けない	有	無	適	否	備考	※		
ウ	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否	備考	※		
エ	段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無	適	否	備考	※		
(3) 出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路の構造	ア	幅員は、120cm以上		有	無	適	否	備考	※
	イ	高低差がある場合の措置	車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無	適	否	備考	※
			傾斜路及び踊り場の設置	有	無	適 否		備考	※
	傾斜路及び踊り場設置の場合の構造	(ア) 幅は、内をりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適				
(イ) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下		有	無	適	否	備考	※		

		(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
		(エ) 手すりの設置	有	無	適	否		
		(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
		(カ) 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
		(キ) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		
(4) 出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路の構造	ア	誘導用床材の敷設及び音声誘導装置等の設置	有	無	適	否		
	イ	注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		
(5) 敷地内通路に設けられる傾斜路及び踊り場	ア	幅は、内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否		
	イ	こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合には1/8)以下	有	無	適	否		
	ウ	高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
	エ	手すりの設置	有	無	適	否		
	オ	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
	カ	踊り場及び敷地内通路と識別しやすい措置	有	無	適	否		

8 客席		有	無			備考	※			
1以上の客席の構造	(1) 奥行きは内のりを110cm以上、幅は内のりを85cm以上の車いす使用者用客席の設置		有	無	適	否				
	(2) 床面の水平の確保		有	無	適	否				
客席への1以上の経路の措置	(1)	ア 幅は、内のりを80cm以上		有	無	適	否			
		イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		有	無	適	否			
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消		有	無	適	否			
	(2) 経路の措置	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	適	否			
		イ 段を設ける場合の措置		有	無	適	否			
			(ア) 手すりの設置		有	無	適	否		
			(イ) 回り段を設けない		有	無	適	否		
			(ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	適	否		
			(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造		有	無	適	否		
			ウ 幅は、内のり120cm以上		有	無	適	否		
			エ 末端及び50m以内ごとに車いすで転回可能な部分の確保		有	無	適	否		
	オ 高低差がある場合の措置	車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有	無	適	否			
		傾斜路及び踊場の設置		有	無					

	傾斜路及び踊り場設置の場合の構造	(ア) 幅は,内のりを120cm(段を併設する場合は90cm)以上	有	無	適	否		
		(イ) こう配は, 1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	有	無	適	否		
		(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路の踏み幅150cm以上の踊り場の設置	有	無	適	否		
		(エ) 手すりの設置	有	無	適	否		
		(オ) 表面は, 粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	適	否		
		(カ) 踊り場及び廊下等と識別しやすい措置	有	無	適	否		
		(キ) 近接の廊下等及び踊り場への注意喚起用床材の敷設	有	無	適	否		
	カ 出入口等に接する部分の水平の確保	有	無	適	否			

9 洗面所			有	無			備考	※
1以上の洗面所の構造	(1) 出入口の構造	ア 幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
		イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	適	否		
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消	有	無	適	否		
	(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	有	無	適	否			
	(3) 1以上の洗面器及び鏡は、高さ、け込み等車いす使用者に配慮した構造	有	無	適	否			
(4) 1以上の水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造	有	無	適	否				

10 浴室		有	無			備考	※
1以上の浴室の構造	(1) 床面は、滑りにくい仕上げ	有	無	適	否		
	(2) 浴槽及び洗い場には、手すりの適切な設置	有	無	適	否		
	(3) 1以上の水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造	有	無	適	否		
	(4) 脱衣場を設置する場合は、腰掛台、手すり等を適切に配置	有	無	適	否		

11 更衣室及びシャワー室		有	無			備考	※
1以上の更衣室及びシャワー室の構造	(1) 床面は、滑りにくい仕上げ	有	無	適	否		
	(2) 1以上のシャワー室に手すりを設置	有	無	適	否		
	(3) 1以上の水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造	有	無	適	否		
	(4) 更衣室には、腰掛台、手すり等を適切に配置	有	無	適	否		

12 客室		有	無			備考	※	
1以上の客室の構造	(1) 出入口の構造	ア 幅は、内のりを80cm以上	有	無	適	否		
		イ 戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	適	否		
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差の解消	有	無	適	否		
	(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	有	無	適	否			
	(3) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保及び手すり等の適切な配置	有	無	適	否			
	(4) 車いす使用者が円滑に利用できる便房の設置	有	無	適	否			
(5) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室の設置	有	無	適	否				

13 案内設備		有	無			備考	※
(1) 案内板を設置する場合	ア 高さ, 照明, 文字, 表記方法の高齢者, 障害者等への配慮	有	無	適	否		
	イ 点字による表示	有	無	適	否		
(2) 緊急誘導設備	ア 点滅灯又は電光表示板の適切な配置	有	無	適	否		
	イ 一斉放送ができる設備	有	無	適	否		

14 カウンター及び記載台		有	無			備考	※
1以上のカウンター及び記載台の構造	高さ, け込み等に配慮した構造	有	無	適	否		

15 券売機		有	無			備考	※
1以上の券売機の構造	高さ, け込み等に配慮した構造	有	無	適	否		

16 改札口及びレジ通路		有	無			備考	※
1以上の改札口及びレジ通路の構造	幅員, 高さ等に配慮した構造	有	無	適	否		

17 水飲み場		有	無			備考	※
1以上の水飲み場の構造	高さ, け込み等に配慮した構造	有	無	適	否		

18 公衆電話台		有	無			備考	※
1以上の公衆電話台の構造	高さ、け込み等に配慮した構造	有	無	適	否		

19 授乳及びおむつ替えの場所		有	無			備考	※
(1) 授乳及びおむつ替えの場所の設置		有	無	適	否		
(2) 授乳及びおむつ替えの場所の構造	(ア) ベビーベッドの配置	有	無	適	否		
	(イ) いすの配置	有	無	適	否		
	(ウ) その他授乳及びおむつ替えに必要な設備の配置	有	無	適	否		

20 幼児用遊び場		有	無			備考	※
(1) 幼児用遊び場の設置		有	無	適	否		
(2) 幼児用遊び場の構造	(ア) 床面及び壁面は柔らかく、なめても安全な材料の仕上げ	有	無	適	否		
	(イ) なめても安全な材料を使用した遊具を保護者の目に届く位置に配置	有	無	適	否		

(注) 1 備考欄には、否に該当する場合の特別な理由を記入すること。

2 ※欄には、記入しないでください。

様式第2号（第8条）

特定公共的施設新築等工事変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
及び名称並びに代表者の職氏名

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例第18条第2項の規定により、特定公共的施設の新築等の工事の内容について、次のとおり届け出ます。

特定公共的施設の所在地					
特定公共的施設の名称					
特定公共的施設の用途（主なもの）				床面積の合計	m ² (戸)
特定公共的施設の棟別概要	建築物の棟の名称	階 数	床 面 積	備 考	
				m ² (戸)	
				m ² (戸)	
				m ² (戸)	
				m ² (戸)	
				m ² (戸)	
合 計（棟）		—		m ² (戸)	
連 絡 先	住 所			会 社 名	
	担当者名			電 話 番 号	

- （備考） 1 変更の内容を記載した図書を添付すること。
2 以下の欄は、記入しないでください。

受 付 欄	
-------------	--

様式第3号（第10条）

特定公共的施設整備基準適合状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏 名 (印)
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
及び名称並びに代表者の職氏名

年 月 日付け 第 号で求めのあった特定公共的施設の整備基準への適合状況について、次のとおり報告します。

特定公共的施設の所在地				
特定公共的施設の名称				
特定公共的施設の用途（主なもの）				床面積の合計
				m ² (戸)
特定公共的施設の棟別概要	建築物の棟の名称	階 数	床 面 積	備 考
			m ² (戸)	
			m ² (戸)	
			m ² (戸)	
			m ² (戸)	
			m ² (戸)	
合 計（棟）		—	m ² (戸)	
連 絡 先	住 所			会 社 名
	担当者名			電 話 番 号

- (備考) 1 床面積欄には、公衆便所にあつては便房数を、共同住宅等にあつては戸数を記入すること。
2 別紙(整備基準への適合状況表)は、棟ごとに記入すること。
3 以下の欄は、記入しないでください。

受 付	

様式第4号（第11条）

特定公共的施設整備計画書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
〔 及び名称並びに代表者の職氏名 〕

年 月 日付け 第 号で求めのあった特定公共的施設の整備計画について、
次のとおり提出します。


特定公共的施設の所在地					
特定公共的施設の名称					
特定公共的施設の用途（主なもの）				床面積の合計	m ² (戸)
特定公共的施設の棟別概要	建築物の棟の名称	階 数	床 面 積		備 考
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
合 計（棟）		—	m ² (戸)		
工事着手予定年月日		年 月 日		工事完了予定年月日	年 月 日
連絡先 (設計者等)	住 所			会 社 名	
	担当者名			電 話 番 号	

- (備考) 1 床面積欄には、公衆便所にあつては便房数を、共同住宅等にあつては戸数を記入すること。
2 別紙(整備基準への適合状況表)は、棟ごとに記入すること。
3 以下の欄は、記入しないでください。

受 付	

様式第5号（第12条）

（表）

 茨城県	<h1>身分証明書</h1>	
	第 _____ 号	写 真 添 付
所 属 _____		
職・氏名 _____		
<p>上記の者は、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年茨城県条例第10号）第26条第2項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。</p>		
年 月 日発行		
茨城県知事		氏 名 印

93mm

（表）

<h2>茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（抜粋）</h2>
<p>（立入調査）</p> <p>第26条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その指定する職員に、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p>

(3) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則（平成8年12月13日
茨城県規則第69号）

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年茨城県条例第10号）第4章の規定の施行期日
は、平成9年1月1日とする。

1 掲載施設等




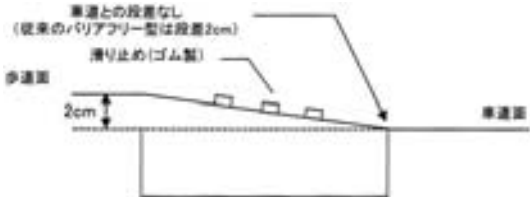

施設等名称	所在地	用途
茨城県庁	茨城県水戸市	官公庁施設
JR水戸駅	茨城県水戸市	公共交通機関の施設
長田区役所	兵庫県神戸市長田区	官公庁施設
つくばエクスプレस्तつくば駅	茨城県つくば市	公共交通機関の施設
イオン水戸内原ショッピングセンター	茨城県水戸市	物品販売業を営む店舗
ジョイフル本田ニューポートひたちなか店	茨城県ひたちなか市	物品販売業を営む店舗
新北九州空港	福岡県北九州市小倉南区	公共交通機関の施設
しあわせの村	兵庫県神戸市北区	社会福祉施設等
水戸京成百貨店	茨城県水戸市	物品販売業を営む店舗
中部国際空港	愛知県常滑市	公共交通機関の施設
ホテル天地閣	茨城県日立市	ホテル
やさしさのまち「桜の郷」	茨城県茨城町	道路

2 事例紹介

整備箇所	解 説	
出入口	幅の広い自動ドアを設けているほか、点字ブロックを敷設し、主要部分には音声案内装置を整備している。（茨城県庁）	
廊下等	点字ブロックを片側に配置することで、視覚障害者に配慮しつつ通路の水平性も確保している。（JR水戸駅自由通路）	
階段	明度の違いにより段を識別しやすくしているほか、身長異なる利用者に配慮して手すりを2段掛け、さらに色も変えている。（兵庫県長田区役所）	

整備箇所	解 説	
昇降機	<p>大きなサインにより誰にも分かりやすく表示し、音声誘導装置も設置している。 （JR水戸駅エレベーター）</p>	
	<p>手すりや低い位置の操作盤、音声案内のほか、縦長の鏡により車いす利用者が転回の安全性を確保できるよう配慮している。（茨城県庁）</p>	
便所	<p>多目的トイレを設け、車いす使用者はもちろん、オストメイト（人工肛門等保有者）設備も設置している。（つくばエクスプレスつくば駅）</p>	
	<p>一般トイレも幅を広くとり、車いす利用者が利用できるよう配慮している。（つくばエクスプレスつくば駅）</p>	
駐車場	<p>パーが操作できる特殊なりモコンを貸し出すことにより、車いす使用者用駐車場の不正利用を防止している。（イオン水戸内原ショッピングセンター）</p>	

整備箇所	解 説	
	<p>車いす利用者だけでなく、妊婦、ケガ人まで含め、乗降に支障のある方の利用に配慮している。（ジョイフル本田ニューポートひたちなか店）</p>	
	<p>身障者用昇降車場の案内サインをわかりやすく設置。歩車道境界は段差を少なくしただけでなく、わずかな段差であっても色を変えて注意喚起を図っている。また、駐車場からターミナルに向かう歩道部にもひさしを設けている。（新北九州空港）</p>	
案内設備	<p>文字、図について大きさ、色調に配慮し、文字は点字、図は触知図を併用しており、音声案内も整備した案内板を設置している。（しあわせの村）</p>	
券売機	<p>取り出し口やボタンを低い位置に置くなど、高齢者等にも操作がしやすい自動販売機を設置している。（水戸京成百貨店）</p>	
改札口及びレジ通路	<p>幅が広く高低差のない、誰もが通りやすい改札口としている。（中部国際空港）</p>	

整備箇所	解 説	
<p>公衆電話台</p>	<p>車いす使用者、子どもなど、視点の低い人でも使いやすいよう、異なった高さの電話台を設けている。 (茨城県庁)</p>	
<p>授乳及びおむつ替えの場所</p>	<p>男女いずれのトイレにもベビーシートを設けている。 (つくばエクスプレस्तつくば駅)</p>	
	<p>手作りのダンボールによるベビーベッドを設けている。 (ホテル天地閣)</p>	
<p>道路</p>	<p>車歩道の段差をなくしつつ、境界部分を滑り止めや点字ブロック等で加工し、視覚障害者等の安全にも配慮している。(やさしさのまち「桜の郷」)</p> 	

○参考文献

本書の作成に当たり、次の図書等を参考にさせていただきました。

- ・高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）
- ・長寿社会対応住宅設計マニュアル（国土交通省）
- ・北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（北海道）
- ・ひとにやさしいまちづくり整備マニュアル（岩手県）
- ・人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル（福島県）
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（東京都）
- ・ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりの推進に向けてーユニバーサルデザインガイドラインの提案ー（東京都）
- ・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（熊本県）

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル

～ユニバーサルデザインガイドライン～

発行 平成19年3月

改訂 平成20年3月

〒310-8555 茨城県保健福祉部厚生総務課

TEL 029-301-1111

茨城県のユニバーサルデザインに関する取り組みは、以下のアドレスを参照してください。

【アドレス】 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/ud/>

（茨城県ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/> →各課ホームページ「厚生総務課」

→「いばらきユニバーサルデザイン」）

※ 県のユニバーサルデザイン推進指針、本冊子、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例関連の文書等の最新情報がダウンロードできます。



茨城県



茨城県保健福祉部厚生総務課
土木部建築指導課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-1111



本紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。